

件名	公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由 近年の入浴施設を感染源とするレジオネラ症の集団発生事例の多発により、公衆浴場等の入浴施設の安全性に対する社会的関心が高まりつつあることからレジオネラ症発生防止対策を衛生に必要な措置の基準及び構造設備の基準に追加しようとするもの</p> <p>2 改正内容 「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項および同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針」(厚生労働省健康局長通知)に基づき、必要な基準を追加</p> <p>(1) 入浴者の衛生に必要な措置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽水等が規則で定める水質基準(100ミリリットル中10CFU未満)に適合するように管理すること。 CFU: Colony Forming Unit 菌群 ・ 原水を貯留する水槽内の湯の温度を60度以上に保つこと。 ・ 浴槽水は塩素系薬剤を使用して消毒し、遊離残留塩素濃度を、通常1リットル中0.2mg~0.4mgとすること。 ・ ろ過器は1週間に1回以上逆洗浄し、生物膜を除去すること。 ・ 定期的に水質検査を行うこと。 <p>(2) 構造設備の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 打たせ湯及びシャワーは、循環水を用いない構造であること。 ・ 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。 	
施行日	平成15年10月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>レジオネラ症：レジオネラ属菌を含んだ直径5µm以下のエアロゾルを吸入するにより感染する気道感染症。急激に重症になり死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と、数日で自然に治る場合が多いポンティアック熱に分けられる。</p> <p>レジオネラ属菌：土の中や河川、湖沼などの自然界に生息する細菌で、アメーバ、繊毛虫など細菌を餌とするの原生動物に寄生し、温度20度から50度で増殖する。冷却塔水、循環式浴槽水など水温20度以上の人工環境水で多く検出される。</p> <p>県内の循環式ろ過装置、気泡発生装置等を有する施設の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場 168(松山市52)計220 ・ 旅館業 48(松山市47)計 95 	